

(参考資料3)

住宅の品質確保の促進等に関する法律等に基づくその他の告示 の変更又は新設(概要)

住宅型式性能認定の対象となる住宅又はその部分を定める件(H12-1655)(改正)(法22)

住宅型式性能認定の対象となる住宅又はその部分について、新築住宅又はその部分に限定する。

指定住宅型式性能認定機関等の指定等の区分を定める件(H12-1658)(改正)(法41)
日本住宅性能表示基準の別表の名称の変更に伴う形式的な改正を行う。

指定試験機関等の指定等の区分を定める件(H12-1659)(改正)(法55)

指定又は承認の区分に、既存住宅用に新たに位置付けられた性能表示事項である「現況検査により認められる劣化等の状況」等2種類を追加する。

住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準(H12-1653)(改正)(法70)

適用範囲が、新築時に建設住宅性能評価を受けた住宅に限定されることを明示する。

住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件(H14-731)(新設)(施行規則15、7)

住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項(規模・規格、新築時の各種手続き情報、点検・診断や増改築・改修等の履歴、日常生活上の不具合等)及びその確認の方法(申告書を確認する等)を定める。

住宅性能評価を行った既存住宅について、新築時の建築主、設計者、工事監理者、工事施工者及び売主の氏名又は名称及び連絡先の確認の方法を定める。

設計住宅性能評価のために必要な図書を定める件(H12-1660)(改正)(施行規則3)

変更設計住宅性能評価の申請を行う場合に必要な当初の設計住宅性能評価書について、写しでも差し支えないこととする。

住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件(H12-1661)(改正)(施行規則3)

新築住宅に係る必須評価事項と既存住宅に係る必須評価事項を区分して規定するとともに、後者にあつては「現況検査により認められる劣化等の状況」とする旨、改正する。

建設住宅性能評価のために必要な図書を定める件(H12-1662)(改正)(施行規則5)

新築住宅に係るものと既存住宅に係るものを区分して規定するとともに、後者にあつては、付近見取り図、住宅に関する基本的な事項に関する申告書等とする旨、改正する。

評価員登録簿に関し必要な事項を定める件(H12-1663)(改正)(施行規則15)

指定登録機関への登録申請事項及び登録事項について、住宅性能評価を行おうとする住宅の種別を追加するとともに、現登録者は新築住宅という種別で登録がさなれているものとみなす附則を置く。

評価員に係る講習の実施要領を定める件(H12-1664)(改正)(施行規則15)

既存住宅に係る性能評価を行おうとする者が受講しなければならない講習科目(既存住宅に係る日本住宅性能表示基準、評価方法基準の内容)やその時間について追加する。

評価員に係る講習の指定に関し必要な事項を定める件(H12-1665)(改正)(施行規則15)

表現の適正化を図るための改正である。